



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (健康推進課) 1

○ 告示

- 150 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 (環境管理課) 2
- 151 救急病院の認定 (医務課) 3
- 152 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 3
- 153 建設業の許可の取消し (技術調査課) 3
- 154 海岸保全区域の指定 (港湾空港課) 4

規 則

和歌山県規則第3号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年2月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則 (平成11年和歌山県規則第71号) の一部を次のように改正する。

別記第50号様式中

「申請者の住所 _____」を 「申請者の住所 _____ に、
申請者の個人番号 _____」

住 所		を
-----	--	---

住 所		に、
個人番号	

「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

別記第51号様式及び別記第51号様式の2中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第150号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成28年2月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 滋賀県大津市におの浜三丁目2番25号

氏名又は名称 株式会社アヤハレークサイドホテル

代表取締役 中川典生

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野702

名称 かつらぎ温泉八風の湯

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成28年2月23日から同年3月15日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及びかつらぎ町生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態													
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	ほう素及びその化合物 (mg/L)	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	溶解性鉄含有量 (mg/L)	砒素及びその化合物 (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第66号の3ハ入浴施設	1	汚水量 30m ³ /日	平成28.4.1	10:00-22:00	通常	10	7	2.4	3.2	23	4.4	0.5	36	0.16	0.1	<0.01	<0.5	<3000

(新設 宿泊 棟客 室)				最大	30	6- 8	5.0	8.0	30	5.7	1.5	72	1.0	3.0	0.1	0.5	<3000
-----------------------	--	--	--	----	----	---------	-----	-----	----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-------

別表2

排水口名	排水水の量及び汚染状態														
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	ほう素 及びそ の化合 物 (mg/L)	ふっ素 及びそ の化合 物 (mg/L)	溶解性 鉄含有 量 (mg/L)	砒素及 びその 化合物 (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	
排水口No.1	通常	65	7	2.4	3.2	23	4.4	0.5	36	0.16	0.1	<0.01	<0.5	<3000	
	最大	110	6-8	5.0	8.0	30	5.7	1.5	72	1.0	3.0	0.1	0.5	<3000	
排水口No.2	通常	80	7	2.4	3.2	23	4.4	0.5	36	0.16	0.1	<0.01	<0.5	<3000	
	最大	170	6-8	5.0	8.0	30	5.7	0.12	72	1.0	3.0	0.1	0.5	<3000	

和歌山県告示第151号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 名手病院
- 2 所在地 紀の川市名手市場294番地1
- 3 有効期限 平成31年2月13日

和歌山県告示第152号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年2月10日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年3月7日まで縦覧に供する。

平成28年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第66号	橋本市学文路字岡田345-1

和歌山県告示第153号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成28年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 取消年月日 平成28年2月15日

2 取消処分を受けた者

(1) 商号 出口組

(2) 代表者氏名 出口守

(3) 主たる営業所の所在地 御坊市名田町上野1077番地57

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般・特-25)第4678号

3 取消しの原因となった事実

代表者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反したことにより、平成23年9月29日和歌山地方裁判所御坊支部から禁錮以上の刑に処せられ、同年10月14日に刑が確定している。

その事実を伏せて建設業許可の更新申請を行い、許可を受けたことは、建設業法第29条第1項第5号に該当すると認められる。

和歌山県告示第154号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、昭和42年和歌山県告示第754号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成28年2月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 海岸の名称

和歌山県紀伊水道東沿岸紀州灘三尾漁港地区三尾地先海岸

2 指定場所

和歌山県日高郡美浜町大字三尾地先

3 点の位置

(1) 基点

1 (原点) 和歌山県日高郡美浜町大字三尾字浜出460番地第2防波堤基部中心点

2 1から36度の線上7メートル地点の標杭

3 2から353度の線上11メートル地点の標杭

4 3から345度の線上20メートル地点の標杭

5 4から339度の線上48メートル地点の標杭

6 5から346度の線上13.5メートル地点の標杭

7 6から6度の線上4メートル地点の標杭

8 7から354度の線上66.4メートル地点の標杭

9 8から299度の線上8メートル地点の標杭

10 9から313度の線上30メートル地点の標杭

11 10から315度の線上60メートル地点の標杭

12 11から313度の線上9メートル地点の標杭

13 12から309度の線上14メートル地点の標杭

14 13から307度の線上46メートル地点の標杭

15 14から304度の線上14メートル地点の標杭

16 15から296度の線上8メートル地点の標杭

17 16から289度の線上40メートル地点の標杭

18 17から282度の線上9メートル地点の標杭

19 18から279度の線上9メートル地点の標杭

20 19から273度の線上36メートル地点の標杭

21 20から281度の線上9メートル地点の標杭

- 22 21から292度の線上8メートル地点の標杭
- 23 22から303度の線上10メートル地点の標杭
- 24 23から305度の線上13メートル地点の標杭
- 25 24から289度の線上4メートル地点の標杭
- 26 25から275度の線上5メートル地点の標杭
- 27 26から249度の線上27メートル地点の標杭
- 28 27から236度の線上8メートル地点の標杭
- 29 28から235度の線上33メートル地点の標杭
- 30 29から240度の線上9メートル地点の標杭
- 31 30から250度の線上8メートル地点の標杭
- 32 31から259度の線上6メートル地点の標杭
- 33 32から221度の線上21メートル地点の標杭
- 34 33から234度の線上44メートル地点の標杭
- 35 34から225度の線上74メートル地点の標杭
- 36 35から230度の線上5メートル地点の標杭
- 37 36から241度の線上49メートル地点の標杭
- 38 37から233度の線上168メートル地点の標杭
- 39 38から242度の線上8.5メートル地点の標杭
- 40 39から238度の線上8.5メートル地点の標杭
- 41 40から240度の線上14メートル地点の標杭
- 42 41から252度の線上65メートル地点の標杭
- 43 42から254度の線上25メートル地点の標杭
- 44 43から245度の線上84メートル地点の標杭
- 45 44から258度の線上8メートル地点の標杭
- 46 45から278度の線上7.5メートル地点の標杭
- 47 46から286度の線上31メートル地点の標杭
- 48 47から273度の線上4.4メートル地点の標杭
- 49 48から254度の線上98メートル地点の標杭
- 50 49から263度の線上8.5メートル地点の標杭
- 51 50から266度の線上18メートル地点の標杭
- 52 51から260度の線上6メートル地点の標杭
- 53 52から248度の線上13メートル地点の標杭
- 54 53から229度の線上68メートル地点の標杭
- 55 54から245度の線上19メートル地点の標杭
- 56 55から255度の線上7.4メートル地点の標杭
- 57 56から208度の線上17.1メートル地点の標杭
- 58 57から237度の線上43.1メートル地点の標杭
- 59 58から231度の線上107メートル地点の標杭
- 60 1から169度の線上20.7メートル地点の標杭
- 61 60から169度の線上2.7メートル地点の標杭
- 62 61から172度の線上37.6メートル地点の標杭
- 63 62から169度の線上17.9メートル地点の標杭
- 64 63から214度の線上52.3メートル地点の標杭

(注) 各点は構造上の法線とし、構造物背後の幅を有するものとする。

(2) 補助点

- 1' 1から225度の線上61メートルの地点
- 8' 8から237度の線上74メートルの地点
- 13' 13から233度の線上60メートルの地点
- 17' 17から201度の線上91メートルの地点
- 27' 27から167度の線上84メートルの地点
- 27" 27から183度の線上91メートルの地点
- 32' 32から161度の線上127メートルの地点
- 38' 38から109度の線上105メートルの地点
- 38" 38から176度の線上116メートルの地点
- 43' 43から161度の線上112メートルの地点
- 52' 52から161度の線上91メートルの地点
- 58' 58から115度の線上93メートルの地点
- 58" 58から137度の線上89メートルの地点
- 59' 59から141度の線上92メートルの地点
- 63' 63から270度の線上59.8メートルの地点
- 64' 64から267度の線上43.4メートルの地点
- 64" 64から260度の線上68.7メートルの地点

4 指定区域

1から59まで、59'、58"、58'、52'、43'、38"、38'、32'、27"、27'、17'、13'、8'、1'、63'、64'、64"、64、63、62、61、60及び1の各点を順次直線で結んだ線により囲まれた区域